様式第3号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

八頭町長　　　　　　　　　印

　　年度八頭町県外学生保育施設就職奨励金交付(不交付)決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました八頭町県外学生保育施設就職奨励金の交付については、下記のとおり決定しましたので、八頭町県外学生保育施設就職奨励金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

□交　付

奨励金交付決定額　　金　１００，０００　円

□不交付

　　(理由)

（備考）

　　次のいずれかに該当するときは、就職奨励金の返還を命じます。

(1)　就職奨励金の交付の決定を取り消されたとき（次のいずれかに該当する場合)。

　　ア　虚偽その他不正な行為により就職奨励金の交付決定を受けたとき。

イ　就業までに県外の指定保育士養成施設を卒業しなかったとき。

ウ　就業までに法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けなかったとき。

エ　町内の保育所の就職内定が取り消された、又は、交付決定者が町内の保育所への就職を辞退するなど交付決定者の責に帰すべき事由により町内の保育所での就業を開始しなかったとき。

オ　その他町長が不適当であると認めたとき

(2)　町内の保育所で1年間継続して保育業務に従事しなくなったとき（ただし、町内の保育所のいずれかで1年間継続して勤務した場合はこの限りでない。）。

(3)　勤務条件の変更により、勤務開始日から1年以内に、1週当たり20時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務しなくなったとき。